

「資産マネジメント第3期実施方針 素案」に関する 意見募集の実施結果について

1 概要

「資産マネジメント第3期実施方針」の令和4（2022）年3月の策定に向けて、「資産マネジメント第3期実施方針 素案」をとりまとめ、市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、1通1件の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方及び御意見を踏まえて策定した「資産マネジメント第3期実施方針 案」をあわせて公表します。

2 意見募集の概要

意見の募集期間	令和3（2021）年 11月27日（土）～12月27日（月）（31日間）
意見の提出方法	FAX、郵送、持参、インターネット（フォームメール）
募集の周知方法	・本市ホームページ ・市政だより特別号 ・各区役所、支所及び出張所の閲覧コーナー、教育文化会館及び各市民館、各図書館、かわさき情報プラザ、総務企画局公共施設総合調整室 など
結果の公表方法	・本市ホームページ ・各区役所、支所及び出張所の閲覧コーナー、教育文化会館及び各市民館、各図書館、かわさき情報プラザ、総務企画局公共施設総合調整室

3 結果の概要

意見提出方法	意見提出数（意見件数）
持参	1通（1件）
FAX	0通（0件）
郵送	0通（0件）
インターネット	0通（0件）
合計	1通（1件）

4 御意見の内容と対応

「資産マネジメント第3期実施方針 素案」の内容に対する御意見として、「素案」に対する要望が寄せられました。

後述の「(参考) その他、寄せさせた意見」も踏まえ、資産マネジメント第3期実施方針策定に向けて検討を行い、「資産マネジメント第3期実施方針 案」をとりまとめました。

【御意見に対する市の考え方の対応区分】

- A 御意見を踏まえ、「案」に反映したもの
- B 御意見の趣旨が「素案」に沿ったものであり、これを踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 「素案」に対する質問・要望の御意見であり、「素案」の内容を説明・確認するもの
- E その他

【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
方針全般に関すること	0	0	0	1	0	1
合 計	0	0	0	1	0	1

(参考) その他、寄せられた意見

- ・「川崎市総合計画第3期実施計画素案」に関する意見募集において提出された意見のうち「資産マネジメント第3期実施方針 素案」に特に関係が深い意見 15件【参考資料】

方針全般に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	公共建築物の整備にあたり、平常時の省エネ・脱炭素に加えて、防災（BCP）の観点を踏まえた個々の施設に関して、最適なエネルギーシステムの検討が必要。	公共建築物の建替や長寿命化にあたっての対応として、大規模自然災害の発生や脱炭素社会に向けた取組の進展等、本市を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、適切に対策・検討します。	D

**「資産マネジメント第3期実施方針 素案」に関する
意見募集の実施結果について**

令和4（2022）年2月

【お問い合わせ先】

川崎市総務企画局公共施設総合調整室

電 話 : 044-200-0735

F A X : 044-200-3627

E-mail : 17koukyo@city.kawasaki.jp

「川崎市総合計画第3期実施計画 素案」に関する 意見募集の実施結果について

1 概要

「川崎市総合計画第3期実施計画」の令和4（2022）年3月の策定に向けて、「川崎市総合計画第3期実施計画 素案」をとりまとめ、市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、361通844件の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方、及び御意見を踏まえて作成した「川崎市総合計画第3期実施計画 案」を合わせて公表します。

2 意見募集の概要

- ・意見の募集期間 令和3（2021）年11月27日（土）から12月27日（月）まで
- ・意見の提出方法 FAX、郵送、持参、インターネット（フォームメール）、電子メール
- ・募集の周知方法 市政だより、市政だより特別号、市ホームページ、かわさき情報プラザ
各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、市民館・図書館
総務企画局都市政策部企画調整課
市民説明会、出前説明会 等

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		361通（844件）
内訳	インターネット・電子メール	82通（194件）
	FAX	129通（365件）
	郵送	34通（91件）
	持参	110通（159件）
	説明会当日に提出されたもの	6通（35件）

4 パブリックコメント意見の内容と対応

「川崎市総合計画第3期実施計画 素案」の内容に対する御意見として、御意見の趣旨が案に沿ったもののほか、語句の説明を求めるもの、今後の取組を進めていく上で参考とするもの、案に対する要望の御意見などが寄せられました。御意見を踏まえ、一部語句についての説明を追加するとともに、時点修正等の必要な修正を行った上で、「川崎市総合計画第3期実施計画 案」をとりまとめました。

なお、提出された御意見のうち、「川崎市行財政改革第3期プログラム 素案」及び「資産マネジメント第3期実施方針 素案」に特に関係が深い意見については、同時期に実施している同素案に関する意見募集の実施結果にも参考として掲載しています。

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、当初案に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計	
かわさき 10 年戦略に関すること	0	1	0	4	0	5	
政策体系別計画	基本政策 1 に関すること	0	3	6	126	2	137
	基本政策 2 に関すること	0	5	3	196	4	208
	基本政策 3 に関すること	0	6	1	31	1	39
	基本政策 4 に関すること	1	4	16	328	3	352
	基本政策 5 に関すること	0	4	0	50	1	55
総論、進行管理と評価、その他	0	1	2	45	0	48	
合計	1	24	28	780	11	844	

(参考) その他、寄せられた意見 ※次ページ以降については、以下の【具体的な意見の内容と市の考え方】のうち、「資産マネジメント第3期実施方針 素案」に関連の深い項目である(7)を抜粋して掲載しています。

- ・ 市民説明会（令和3（2021）年12月18日開催）における意見・質問 18人（22件）
- ・ その他の意見・質問 2通（2件）

【具体的な意見の内容と市の考え方】

- (1) かわさき 10 年戦略に関すること . . . 3 ページ
- (2) 基本政策 1 に関すること . . . 4 ページ
- (3) 基本政策 2 に関すること . . . 22 ページ
- (4) 基本政策 3 に関すること . . . 39 ページ
- (5) 基本政策 4 に関すること . . . 47 ページ
- (6) 基本政策 5 に関すること . . . 66 ページ
- (7) 総論、進行管理と評価、その他 . . . 71 ページ

(参考) 市民説明会（令和3（2021）年12月18日開催）における意見・質問 . . . 79 ページ

(参考) その他の意見・質問 . . . 86 ページ

※次ページ以降の意見の要旨欄の文頭にある括弧内の番号等については、意見に関連のある川崎市総合計画第3期実施計画素案の施策等を示しています。

(7)総論、進行管理と評価、その他

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	(総論) 一部大企業のための計画ではなく、子どもや老人にやさしい計画にしてほしい。	本市では、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本目標に据えて、誰もが幸せを感じられる川崎をめざして総合計画を策定し、これに基づく取組を進めているところです。第3期実施計画におきましても、この目標のもと、地域ケア推進システムの構築やかわさきパラムーブメントの推進、地域防災力の強化など様々な取組により、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めてまいります。	D
2	(総論) 企業優先の施策ではなく、市民に喜ばれることを実施してほしい。 (同趣旨 他1件)		D
3	(総論) 実施計画の中身が市民の生活や困りごとに寄り添うものになっていない。		D
4	(総論) 総合計画を一旦棚上げし、広く市民の意見を聞き、市民視点での見直しを求める。	現行の川崎市総合計画の策定にあたっては、市民意見の反映について、無作為抽出ワークショップや区民祭における意見聴取、市民検討会議や市民車座集会の開催など、新たな方法にチャレンジしながら、素案の段階から市民の皆様と共に創り上げてまいりました。	D
5	(総論) 市民の声を聞く市政にしてほしい。	また、第3期実施計画につきましても、市政運営にあたり参考に行っている日常的な広聴における市民意見を活かしながら計画づくりを進めたほか、第3期実施計画素案の公表にあわせた市民説明会の開催や出前説明会の実施などによる市民の皆様への御説明とともに、パブリックコメント手続を実施するなど、様々な御意見を踏まえながら策定作業を進めているところです。	D
6	(総論) 意見の聞きっぱなしではなく、担当者や市民が向き合っ、対応に政策を考える方法を取ってほしい。		D
7	(総論) コロナ禍、自然災害、気候問題など、長い時間をかけて市民と行政が協力しなければ解決できないことは、常に市民と行政で話し合いを続け、協力して連携する心構えを作り上げていく必要がある。 これらの地球規模の問題に対して、もっと住民を巻き込んだ議論をすべきである。 (同趣旨 他1件)	今後も引き続き、総合計画及びこれに基づく各施策の推進にあたり、市民の皆様をはじめとする様々な御意見を踏まえながら取組を進めてまいります。	D
8	(総論) 子育てするなら川崎のスローガンを新たに再生してほしい。	川崎市総合計画では「安心のふるさとづくり」をまちづくりの基本目標に据えており、基本政策の柱の一つとして「子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり」を掲げ、安心して子育てできる環境づくり等に向けた取組を進めているところです。 第3期実施計画においても、これら基本政策等に基づき、子どもがすこやかに成長し、若者が社会で自立して暮らせるよう、様々な取組を進めてまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
9	(総論) これからは経済優先でなく、限られた資源を有効に活用し、本当に私たちが健康に豊かに暮らすにはどうしたらいいか、今までの価値観を根本的に見直す発想が重要である。	川崎市総合計画では、「将来を見据えて乗り越えなければならぬ課題」にいち早く対応するとともに、「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」を最大限に活用し、「新たな飛躍に向けたチャンス」を的確に捉え、取組を進めることとしています。 他方で、高齢者人口の増加、生産年齢人口の減少への転換、公共施設の老朽化など、本市の行財政運営を取り巻く環境は厳しさを増すと見込まれています。このような環境下において、扶助費や公共施設の更新費用の増加、長期的には人口減少に伴う税収の減少が想定される状況に加え、新型コロナウイルス感染症が社会・経済に深刻な影響を及ぼすなど、厳しい財政環境が続くことが見込まれます。 これらの状況を踏まえ、第3期実施計画においては、継続した課題を改めて整理するとともに、社会状況の不確実性が高まる中、「本市を取り巻く急激な環境変化」を含め、これまでに生じた社会環境や都市環境の変化による新たな課題の状況を分析し、課題に対応する取組を計画的に推進してまいります。	D
10	(総論) 民間活力の導入で民間に丸投げや職員を減らすのではなく、必要な場所に適切に職員を配置するべきである。	民間活力の導入につきましては、市民サービスの質の向上と効率的・効果的な管理運営の両立をめざして、民間事業者等との連携を推進するとともに、安全性の確保や、さらなるサービス改善に向けて、モニタリング等を適切に実施してまいります。 また、職員配置につきましては、新たに発生する行政課題に迅速に対応するため、簡素で効率的・効果的かつ機動的な執行体制を構築し、業務の実情に応じた必要な職員の配置を行ってまいります。	D
11	(総論) 財源についてまずは命にかかわる事を第一に考えるべきである。	本市におきましては、多様化する課題への対応など、「必要な施策・事業の着実な推進」と、財政の健全化による「持続可能な行財政基盤の構築」の両立が必要と認識しております。そのために、「今後の財政運営の基本的な考え方(改定素案)」におきまして、「効率的・効果的な事業執行の推進」のほか、「税源涵養に向けた取組の推進」や「財源確保に向けた取組の推進」を行うこととしております。	D
12	(総論) 市の財政は市民の暮らし・安全・安心のために使われるべきである。	こうしたことを踏まえながら、基本政策1「生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり」などに掲げているとおり、市民の暮らし・安全・安心のための様々な取組を進めてまいります。	D
13	(総論) 新たな事業を始めるのではなく、不必要な事業を減らせばよい。不要なサービス(福祉系など)が多すぎる、補助金などの削減は賛成。	本市におきましては、多様化する課題への対応など、「必要な施策・事業の着実な推進」と、財政の健全化による「持続可能な行財政基盤の構築」の両立が必要と認識しております。そのために、「今後の財政運営の基本的な考え方(改定素案)」におきまして、「効率的・効果的な事業執行の推進」のほか、「税源涵養に向けた取組の推進」や「財源確保に向けた取組の推進」を行うこととしております。 また、補助・助成金の見直しにつきましては、「行財政改革第3期プログラム素案」におきまして、「全庁的な補助・助成金の見直し」として改革課題とするとともに、平成17(2005)年度に策定した「補助・助成金見直し方針」に基づき、今後も社会状況の変化等を踏まえて引き続き見直しを進めてまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
14	(総論) 厳しい財政状況を前提にしているが、他の政令市に比べても豊かな財政力を有しているため、計画の前提がそもそも違っている。	本市の財政状況につきましては、歳入においては、令和3(2021)年度以降、当面の間、市税において、新型コロナウイルス感染症に伴う景気の落ち込みによる影響やふるさと納税による減収の拡大、法人市民税の国税化、新たに生じた行政需要に対する国の財政措置が十分ではないなどの状況が見込まれるとともに、	D
15	(総論) 厳しい財政環境、扶助費の増大を前提としているが、政令市で最も財政力があり、これからは福祉抑制策ではなく、充実することが必要である。 (同趣旨 他1件)	歳出においては、扶助費や公共施設の更新費用が増加するなど、 第3期実施計画に位置づけてまいります5つの基本政策に基づく23の政策の方向性を踏まえながら、市政をバランスよく進めるため、多様化する課題への的確な対応など、必要な施策・事業の着実な推進と、持続可能な行財政基盤の構築の両立を進めるため、「今後の財政運営の基本的な考え方」に基づき、中長期的な視点に立った行財政運営に取り組んでまいります。	D
16	(総論) 令和元(2020)年度決算で扶助費は前年度比増加しているが、義務的経費の割合は5.1ポイント減少している。個人市民税は政令市トップだが、その税収が福祉とくらしに還元されていない。福祉施策が政令市で平均以下の状況を考えるべきである。		D
17	(総論) ふるさと納税流失対策は地元愛の喚起が必要である。地域活性化に寄与する団体や個人への支援強化などが必要だと思ふ。返礼品の提案、ふるさと納税を活用したPRなどを実施すべき。	本市におきましては、ふるさと納税制度を通じて、市内の魅力ある資源を発掘、再確認し、それらの魅力を市内外へ発信することを通じて、本市のイメージの向上と、応援してくれる方、来てくれる方を増やす取組を継続していくことにより、本市の魅力が広く認知されることを促し、市民の「川崎への愛着・誇り」、いわゆるシビックプライドの醸成を図ってまいります。 また、返礼品につきましては、市内で製造・加工、提供されるサービスなど、総務省が定める地場産品基準に適合し、「川崎ならではの」、「川崎らしさ」を体感できる商品やサービス等を選定しております。返礼品の魅力が伝わるストーリーや、写真を交えた広告を、インターネットや新聞に掲載するなど、シティプロモーションに取り組んでおります。	D
18	(総論) 市の予算を市民が豊かに安心して暮らせる公共施設のために使ってほしい	公共施設におきましては、建設費や維持管理費、事業運営費など、様々なコストを賄うため、多くの税金が投入されております。 そのため、今後、令和3(2021)年度末に策定を予定している「資産マネジメント第3期実施方針」に基づき、公共施設を整備・維持管理するにあたっては、市民ニーズ等を把握した上で必要な機能(施設が提供するサービス)の整備を図るとともに、市民ニーズを踏まえた多様な使用機会が提供される公共施設をめざしていくことが重要と考えております。 こうした取組により、市民が豊かに安心して暮らせる公共施設の実現につながると考えておりますので、御意見については、「資産マネジメント第3期実施方針」を検討する際の参考とさせていただきます。	C

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
19 	(総論) 川崎市には安価で利用できる施設が少ない。	<p>公の施設の使用料につきましては、施設のコストに対して公費(市税)を充てる範囲と受益者(利用者)が負担する範囲を明確にし、利用する方と利用しない方との負担の公平性・公正性を確保する必要があると認識しております。</p> <p>本市におきましては、原価計算の対象や受益者負担と公費負担の割合の考え方などを「使用料・手数料の設定基準」として取りまとめ、各施設の使用料につきまして、当該基準を基に設定しているところです。</p>	D
20 	(総論) 市の土地は民間に貸し出さないで市民のために使ってほしい。公園や市民が憩える安価な公共施設を作してほしい。また、図書館や公共施設はビルの上ではなく1階にしてほしい。	<p>公共空間の活用につきましては、財政負担増大の観点だけでなく、ニーズの高まりなどの社会的背景を踏まえ、民間活用による収益等をまちづくりに還元するなど、維持管理などの質の向上にも資する取組であると考えています。</p> <p>また、本市の「民間活用(川崎版PPP)推進方針」におきましても、民間活用にあたっては「効率的・効果的な市民サービスの提供」だけでなく、「市民サービスの質の向上」との両立をめざすとしていることから、本市におきましても、民間と連携し、公共空間を有効に活用することなどを通じ、まちの賑わいや交流の創出に向けた取組を推進してまいります。</p> <p>公の施設の使用料につきましては、施設のコストに対して公費(市税)を充てる範囲と受益者(利用者)が負担する範囲を明確にし、利用する方と利用しない方との負担の公平性・公正性を確保する必要があると認識しております。本市におきましては、原価計算の対象や受益者負担と公費負担の割合の考え方などを「使用料・手数料の設定基準」として取りまとめ、各施設の使用料につきまして、当該基準を基に設定しているところです。</p> <p>図書館等の公共施設につきましては、施設において必要となる各機能の効果が最大限発揮されるよう、引き続き、その機能の性質等に応じ、施設内における機能の適正配置を推進してまいります。</p>	D
21 	(総論) 今後の財政負担が増えるから公共空間まで収益活動の対象とするということはこれまでの乱開発と同じ発想である。いかにこの環境を維持するか改善する必要がある。	<p>公共空間の活用につきましては、財政負担増大の観点だけでなく、ニーズの高まりなどの社会的背景を踏まえ、民間活用による収益等をまちづくりに還元するなど、維持管理などの質の向上にも資する取組であると考えています。</p> <p>また、本市の民間活用(川崎版PPP)推進方針におきましても、民間活用にあたっては「効率的・効果的な市民サービスの提供」だけでなく、「市民サービスの質の向上」との両立をめざすとしていることから、本市におきましても、民間と連携し、公共空間を有効に活用することなどを通じ、まちの賑わいや交流の創出に向けた取組を推進してまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
22 ★	(総論) 人口増加に対する公共施設やサービスを充実させるべきである。	公共施設等につきまして、今後も人口増加に合わせて公共建築物の保有床面積を増やしていくと、人口減少へ転換した際に公共建築物を維持するために必要な一人あたりの負担が重くなります。そのため、将来世代の負担に配慮した取組も行う必要があります。 令和3(2021)年度末に策定を予定している「資産マネジメント第3期実施方針」におきましては、新本庁舎や新川崎地区新設小学校の新設による増加を見込んだ床面積を基準として、10年間で基準から増やさないこととし、施設の複合化や多目的化、転用等、市が保有する施設を有効に活用し対応するものです。	D
23 ★	(総論) 人口減少に備え、建設を抑制するところがあるが、人口減少は30年先であり、今を生きる高齢者や生活困窮者に対して30年間増設しないで我慢しなければいけないのか。		D
24 ★	(総論) 人口減少を見込んだ公共施設建設抑制に反対である。		D
25 ★	(総論) 今でも不足している公共施設を、今後の人口増加や困窮世帯の増加などのニーズに応えず増設しないというのか。変化する社会ニーズに的確に対応するという施策を真に実現すべきである。		D
26 ★	(総論) 人口増加に対して公共の会議室が少なく、催しを行う会場を探すのに苦労する。	本市におきましては、当面の人口増加や少子高齢化の更なる進展等を踏まえ、多様化・増大化する市民ニーズ等に的確に対応する必要があります。 よって、特定の目的別、対象者別に施設を整備するといった従来の考え方ではなく、施設が持つ機能(施設が提供するサービス)に着目し、市民ニーズ等を把握した上で必要な機能の整備を図る「機能重視」の考え方に基づく取組が必要となります。 こうした考え方に基づき、令和4(2022)年度からの資産マネジメント第3期取組期間においては、施設が持つべき機能やこれまでの使用目的、対象者、従来の施設配置の考え方等について再検討するとともに、特定の人達が優先的・寡占的に使う施設ではなく、多様な使用機会が提供される施設をめざします。 一方、今後も人口増加に合わせて公共建築物の保有床面積を増やしていくと、人口減少へ転換した際に公共建築物を維持するために必要な一人あたりの負担が重くなります。そのため、将来世代の負担に配慮した取組も行う必要があります。 「資産マネジメント第3期実施方針」では、新本庁舎や新川崎地区新設小学校の新設による増加を見込んだ床面積を基準として、10年間で基準から増やさないこととし、施設の複合化や多目的化、転用等、市が保有する施設を有効に活用し対応するものです。	D
27 ★	(総論) 公共施設が少なすぎるため増やすべきである。		D
28 ★	(総論) 気軽に使えないホールではなく、市民が使いやすい施設を増やしてほしい。		D
29 ★	(総論) 市民の集まれる会館、場所をつくって欲しい。		D
30 ★	(総論) 市民が気楽に使える会議室、音楽室、スポーツできる場所が欲しい。		D
31 ★	(総論) 施設の長寿命化、資産保有の最適化、財産の有効活用などを挙げているが、すでに修繕・保全が必要な橋は多数あり、長寿命化を優先に取り組んでいるとは思えない。		既存の橋りょうの管理につきましては、令和3(2021)年2月に改定した「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、長寿命化を推進しております。また、新設する橋りょうにつきましては、国際的な拠点の成長や川崎港の物流機能の向上などの重要性を踏まえ、計画的に整備を進めており、双方のバランスを取りながら事業を実施しております。

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
32	 <p>(総論) 市民サービスを提供できる施設・用地はこれ以上不要である。現有施設で使用していない部屋などがたくさんあると思うのでそちらを有効活用すればよい。</p>	<p>公共施設等につきまして、今後も人口増加に合わせて公共建築物の保有床面積を増やしていくと、人口減少へ転換した際に公共建築物を維持するために必要な一人あたりの負担が重くなります。そのため、将来世代の負担に配慮した取組も行う必要があります。</p> <p>令和3(2021)年度末に策定を予定している「資産マネジメント第3期実施方針」におきましては、新本庁舎や新川崎地区新設小学校の新設による増加を見込んだ床面積を基準として、10年間で基準から増やさないこととし、施設の複合化や多目的化、転用等、市が保有する施設を有効に活用し対応するものです。</p>	C
33	<p>(総論) パブリックコメントの期間が短すぎる。</p>	<p>パブリックコメント手続きにつきましては、「パブリックコメント手続条例」の規定に基づき、「公表の日から起算して30日以上」の期間を設定した上で実施しております。</p>	D
34	<p>(総論) 市民説明会の実施場所と回数を増やしてほしい。 (同趣旨 他1件)</p>	<p>市民説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、実施回数や定員を設定する一方、インターネットでの配信に加え、新たにオンラインでの質疑を実施いたしました。あわせて、希望する団体等に職員が出向き、第3期実施計画素案の概要を御説明する「出前説明会」を実施してきたところです。</p> <p>今後も引き続き、総合計画及びこれに基づく各施策の推進にあたり、市民の皆様をはじめとする様々な御意見を踏まえながら取組を進めてまいります。</p>	D
35	<p>(総論) 全市・全国・世界をできるだけ俯瞰し、プレーヤーの施策・効果モニタリングを行い、望ましい効果を得るようなシステムダイナミクスのな市政運営を検討してはどうか</p>	<p>本市では、多様化する市民一人ひとりのニーズに対応するためには、データ等を活用した多角的な視点から現状分析や課題分析を行い、効果的に政策形成を進める必要があると考えており、第3期実施計画においても、データを活用した政策形成の推進を進めることとしています。また、目標と成果を可視化することにより課題や改善点を明確化し、PDCAサイクルが一層効果的に機能するよう進行管理を行うなど、施策・効果モニタリングを実施しているところです。</p>	D
36	<p>(総論) 人口減少するシナリオにならないよう、市政について考えていく必要があるのではないか。</p>	<p>第3期実施計画の策定に向け、将来人口推計を公表したところですが、当面は人口増加が続くものの、高齢者人口が急速に増加する中、年少人口は既に減少傾向に転じており、本市においても令和12(2030)年頃をピークに人口減少社会が到来する見込みとなっております。</p>	D
37	<p>(総論) 急激な人口増加への対応や、現役労働者への支援、子育て対策など、市民の立場に立って具体的にどうしていくかを明らかにすべきである。 福祉を抑制する計画を抜本的に改め、人口増加に対応した福祉の充実の計画に改めるべきである。 (同趣旨 他1件)</p>	<p>こうした中長期の人口動態の変化を的確に捉え、当面の人口増加に伴う需要への対応と、避けることのできない将来的な人口減少の局面を見据えた多面的な市政運営に取り組んでまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
38	(総論) 教育機関へのSDGsの普及について、必要な場所に専門家を派遣してはどうか。	市立学校におきましては、「持続可能な社会の創り手を育む教育」を推進するため、各教科や学校における教育活動の基盤にSDGsの視点を置いた取組が進められており、子どもたちにSDGsの理解が浸透しているところです。また、授業等において、市の地球温暖化防止活動推進センターによる支援や、川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」における登録・認証事業者の皆様の協力などを得ながらSDGsへの学びを深めており、今後も、多様なステークホルダーとの連携を通して、学校の教育活動がより豊かになるよう、また、企業や市民団体、教育機関等の連携によりSDGsの達成に向けた取組が進むよう、支援してまいります。	B
39	(進行管理と評価) 成果指標の結果の満足度については、不満と感じている人の原因を考え、どういう施策をしていくかということが大切ではないか。	第3期実施計画におきましても、成果指標の達成状況を把握するための市民アンケート調査における自由意見をしっかりと確認していくことなど、結果をより分析しながら、取組が効果的なものとなるよう、更なる改善につなげてまいります。	D
40	(進行管理と評価) 成果指標について、現状よりも良くする数値は示されているが、その根拠となるものが明らかにされていない。このようないい加減な数値で良いのか。	本計画の「V資料編」におきまして、総合計画に設定する成果指標一覧を掲載しており、各施策の成果指標に関する目標値の設定の考え方を示しているところです。 第3期実施計画におきましても、これらの考え方に基づいた成果指標を計画の進行管理や評価に活用することで、総合的かつ計画的な市政の運営に役立ててまいります。	D
41	(進行管理と評価) 成果指標で数値を出すならば、人員を増やす、施設を充実させるなど具体的な数値を出すべきではないか。	総合計画では、施策の取組の達成状況等を市民の方々に分かりやすくお示しするため、取組の効果を表す指標として、成果指標を用いて進行管理を行っているところです。また、2月に公表予定の第3期実施計画案において、第3期実施計画期間の各年度における事務事業毎の事業実施内容や目標等についてお示しすることとしております。 第3期実施計画におきましても、目標とその成果をしっかりと可視化することで、課題や改善点を明確化し、本市を取り巻く急激な環境変化や多様化する市民ニーズ等にも迅速に対応しながら、事業の確実な実施を図ってまいります。	D
42	(進行管理と評価) 「SMARTな目標設定」(Specific(具体性)、Measurable(計量性)、Achievable(達成可能性)、Relevant(関連性)、Time-bound(期限))について再確認いただきたい。 特にAchievable=達成可能性が難しい場合には、中長期目標達成に向けた短期的な目標設定を検討してほしい。	第3期実施計画の成果指標の設定にあたっては、第2期実施計画の成果指標について、施策の直接目標等との適合性や、外部要因の影響、感度感応度、計測性、包括性などの観点から再点検を行い、その点検結果をもとに、各施策について、「直接目標や施策の方向性」に一層合致した指標構成となるよう成果指標の追加等を行っております。 目標値につきましては、令和7(2025)年度に達成すべき目標値を設定しているところですので、指標を活用した評価を適切に実施しながら、効率的・効果的な施策の推進につなげてまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
43	<p>(進行管理と評価)</p> <p>すべての施策について、行政側の評価指標だけではなく、事業者や当事者の意見、評価も取り入れながら進めていくことで、実情に即した施策、制度になっていくと思う。</p>	<p>本市におきましては、2年に1度の施策に関する評価を行う際には、その評価結果について、市のパブリックコメント手続きに準じた市民や事業者の方々への意見募集を行っております。</p> <p>また、総合計画における重要な政策等の評価に関して調査審議するため、「川崎市政策評価審査委員会」を附属機関として設置し、学識経験者の専門的視点や市民目線による評価を実施するなど、より効果的な施策の推進に繋げているところです。</p> <p>第3期実施計画におきましても、引き続き、市民の皆様をはじめとする様々な方々の御意見を踏まえながら、施策を進めてまいります。</p>	D